

岩手県告示第212号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年2月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 高由工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字釜田133の7
  - ウ 代表者の氏名 伊藤高由
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第3317号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年1月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年2月10日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社佐藤建築
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字草井沢16番地1
  - ウ 代表者の氏名 佐藤守
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第3478号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年2月9日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年2月5日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 山本電設有限会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区川崎字川崎147番地1
  - ウ 代表者の氏名 山本みよ子
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5467号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年2月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年1月29日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 興亜商事株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 宮古市磯鶏沖9番12号
  - ウ 代表者の氏名 岩船健三郎
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6894号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年2月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 萩輪建築

イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町新井田52番地

ウ 代表者の氏名 八重樫賢吉

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6932号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月30日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年2月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高橋板金

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第14地割24番地

ウ 代表者の氏名 高橋和夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第7381号

(3) 処分の内容 板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月30日付けで板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年2月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社山久土木

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第13地割7番地2

ウ 代表者の氏名 山口久雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8476号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年2月19日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年2月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社司建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第22地割54番地3

ウ 代表者の氏名 竹高司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8623号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年2月25日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年2月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 朝日技研

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第14地割60番地28

ウ 代表者の氏名 佐々木三郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第8701号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成21年2月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社番匠

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市材木町3番5号

ウ 代表者の氏名 上村浩幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第20358号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年2月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成21年2月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ハウスサポート

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根城堰9番地1

ウ 代表者の氏名 高橋民郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第60107号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、管工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月30日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、管工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成21年2月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 オオヌキ工建

イ 主たる営業所の所在地 宮古市和見町3番3号

ウ 代表者の氏名 大貫行雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－20）第120040号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年2月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。